

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、同年9月を11万8,000円、同年10月を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月28日から同年11月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和48年1月から現在までB社に継続して勤務しているが、同社C工場へ転勤したときの厚生年金保険の加入記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年11月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和49年8月の社会保険事務所の記録及び同社本社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同年10月の定時決定の記録から、同年9月は11万8,000円、同年10月は10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺

事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月28日から同年11月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和48年1月から現在までB社に継続して勤務しているが、同社C工場へ転勤したときの厚生年金保険の加入記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年11月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和49年8月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 6 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 6 月から平成 3 年 3 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間のうち、昭和 57 年頃については、私の父が家族全員の国民年金保険料を集金のために自宅を訪問した市役所の担当者に納付し、また、58 年頃以降については、家族全員の分を金融機関の口座から毎月口座振替により納付したはずであるので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、昭和 57 年頃の国民年金保険料はその父親が、また、58 年頃以降は金融機関の口座から毎月口座振替により納付したので、未納期間は無いはずと主張しているが、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していない上、保険料を納付していたとするその父親も既に死亡していることから、申立期間①及び②当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人に係る被保険者台帳において、申立期間①のうち、昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの期間について未納であったことが確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間は 116 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が誤ることは考え難いとともに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに

申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 18 日から 39 年 2 月 28 日まで
日本年金機構から、脱退手当金の支給に関する確認のはがきが届いた。
しかし、私は、A社に勤務していた期間について、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無く、脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 2 月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を特例納付しているが、その際の納付期間が申立期間と重複する 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間であることを踏まえると、その時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人記載欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日の約 3 か月後の昭和 39 年 5 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当該事業所では、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについては不明と回答しており、申立内容を確認できる関連資料及び供述は得られない。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1310

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月頃から 61 年 3 月頃まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和 56 年 6 月 18 日から 57 年 4 月 1 日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成 8 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所は、「申立人は昭和 56 年 7 月から 57 年 4 月まで当社に勤務していたが、申立人の給料から厚生年金保険料は控除していない。また、申立人が提出した給料支払明細書を確認したが、給料担当者は当時から代わっておらず、その担当者の筆跡からすれば当該明細書は当社で記入したものではない。」旨回答している。

さらに、申立人から提出された昭和 56 年 6 月分給料支払明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、同明細書には事業所名が記載されていない上、同じく申立人から提出された同年分給与所得の源泉徴収票を見ると、「社会保険料等の金額」の「給与等からの控除分」に記載されている金額は、申立人が申立期間前に勤務していた株式会社Bに

における厚生年金保険料及び健康保険料と、A社における同年7月から12月までの雇用保険料を合計した金額と一致することから、同社において申立期間の厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

加えて、申立人は、当該事業所における同僚の名前を記憶しておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月頃から 28 年 12 月頃まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、A 県出身の同僚と一緒に B 社に勤務したことは間違いないので、申立期間の厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和 29 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は死亡していることから、その息子に申立人の勤務実態等について照会したが、「先代は死亡し、事業所は倒産したため当時の資料が無く分からない。」としており、申立てを確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた複数の同僚には、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる者がいる一方、加入記録が無い者がいる上、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時における当該事業所の従業員数を 15 人から 30 人程度と供述しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の厚生年金保険被保険者数は、最も多い時期でも 12 人となっていることから、申立期間当時、同事業所においては、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらず、健康保険被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 31 年 8 月 15 日まで
② 昭和 31 年 9 月 22 日から 33 年 12 月 30 日まで
年金事務所から厚生年金保険の脱退手当金が支給されたことになっているとののがきが届いた。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険の整理番号の前後それぞれ 50 人の記録を確認したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件（当時、女性は被保険者期間 2 年以上）を満たしている女性は申立人を除き 49 人で、そのうち 28 人に脱退手当金の支給記録があり、27 人が資格喪失日から 1 年以内に脱退手当金を支給されている上、「会社から脱退手当金の説明を受け、手続は会社でまとめてしたと思う。」旨供述している者がいることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、オンライン記録によると、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 34 年 6 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当該事業所は、昭和 43 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明なことから、申立内容を確認できる関連資料及び供述は得られない。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 29 日から 29 年 12 月 31 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、昭和 27 年 6 月から 29 年 12 月まで A 社で働いていたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、昭和 54 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡していることから、申立てを裏付ける関連資料及び供述は得られない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる 9 人に対し申立人の勤務実態等について照会したところ、7 人から回答を得られたが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られないほか、申立人が同じ B 県出身として名前を挙げた同僚二人についても、一人は死亡しており、もう一人からも具体的な供述を得ることができない。

さらに、上記 7 人のうち一人は申立人と同じ B 県出身であり、「A 社には昭和 29 年 4 月から 39 年 3 月まで 10 年間勤務した。会社の寮に入っていたが、申立人はいなかった。B 県出身の人がいれば分からないはずは無いと思う。」旨供述しているところ、申立人も、「自分は会社の寮に入っていた。当該同僚と一緒に勤務したことは無く、私が会社を辞めた後で入社したと聞いたことがある。」旨供述していることから、申立人は、少なくとも当該同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できる 29 年 4 月 7 日以降は同事業所に勤務していなかったと推認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 27 年 6 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28 年 12 月 29 日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 1 日から 53 年 2 月 1 日まで

年金事務所に A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、当時の給与月額と標準報酬月額が相違していることが分かった。

しかし、私は、A 社で代表取締役を務め、申立期間は月額 30 万円の役員報酬を得ていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び商業登記簿によると、A 社は、昭和 55 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、59 年 12 月 2 日に解散しているほか、申立人は、申立期間を通じて同社の代表取締役であったことが確認できるが、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立てを裏付ける事実を確認することができない。

また、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、昭和 43 年 7 月から 47 年 3 月までは 4 万 5,000 円、同年 4 月から 49 年 7 月までは 8 万円、同年 8 月から 52 年 7 月までは 15 万円、同年 8 月から 53 年 1 月までは 20 万円と増額改定されており、申立人の標準報酬月額の推移に特段の不自然さはみられない上、同原票において、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正された形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間当時、給与月額の改善を図ったとして名前を挙げた 5 人及び当該事業所に係る取締役一人のうち、所在が確認できた 3 人に対し当時の状況について照会したところ、一人から回答を得られたが、「当

時の給与月額と国の標準報酬月額の記録は正しい。」旨回答しており、申立内容を裏付ける供述は得られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1315

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、申立期間についてA社に継続して勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に継続して勤務していたと主張しているものの、同社は、平成 10 年 8 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元役員は、「事業所の関係書類等は既に処分され、一切残っていない。」旨供述しており、申立てを裏付ける関連資料及び供述は得られない。

また、当該事業所に係るオンライン記録において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 4 人に対し、申立人の勤務実態等について照会したところ、全員から回答を得られたが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は得られない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格喪失日はオンライン記録と一致している上、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。